



信金中央金庫

SCB SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所

ニュース&トピックス No.2022-97

(2022.12.5)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

課題を残した第27回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP27）

わらしな
薫品 和寿

ポイント

- ▶ 新型コロナウイルスの影響で2年ぶりの対面開催となった、2021年11月の第26回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP26）の流れを受けて、2022年11月6日から20日にかけて、COP27が開催された。本稿では、COP27開催前からの焦点のうち、大きな話題となった「ロス&ダメージ（損失と被害）」と、COP26で最大の注目点であった「石炭火力発電の段階的削減」に着目し、簡単に内容を紹介する。
- ▶ COP27の最大の注目点は、気候変動による「ロス&ダメージ」に対する補償が、COPの正式な議題として、初めて取り上げられたことである。交渉は難航したものの、「ロス&ダメージ」の補償のための新たな資金による基金（ロス&ダメージ基金（仮称））の設立が合意された。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、これを「正義に向けた重要な一歩」と形容している。
- ▶ 気候変動問題が“待ったなし”の喫緊の課題となっている中、2022年12月7日から19日まで、モンリオール（カナダ）にて、生物多様性条約第15回締結国会議（CBD COP15）が開催される予定である。「生物多様性」は、「気候変動」と両輪と言われることから、COP27の議論の結果と併せて、その議論の行方は注目される。

1. COP27までの経緯

新型コロナウイルスの影響で2年ぶりの対面開催となった、2021年11月の第26回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP26、以下、国連気候変動枠組条約締結国会議を「COP」という。）の流れを受けて、2022年11月6日から20日にかけて、COP27が開催された。なお、COPは、1992年に、国連気候変動枠組条約が採択されて以降、同条約に基づき、1995年から毎年開催されている。

2015年のCOP21では、史上初めて、すべての国が参加する2020年以降の枠組みとして、パリ協定が採択された。パリ協定は、脱炭素化の流れを加速させるターニングポイントとなった¹。また、産業革命前からの気温上昇を1.5℃までに抑える等の努力目標も掲げられた。この努力目標は、2021年のCOP26で継続されることになった。さらに、COP26では、2050年までの長期目標としてのカーボンニュートラルと、中期目標として、2030年に向けての野心的な気候変動対策が各国に求められた（図表）。

本稿では、COP27開催前からの焦点のうち、COPの正式な議題として初めて取り上げられて話題となった「ロス&ダメージ（損失と被害²）」と、COP26で最大の注目点であった「石炭火力発電の段階的削減」に着目し、簡単に内容を紹介する。

¹ 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 産業企業情報 No.2022-1(2022年4月19日発行)の2(1)を参照 (<https://www.scbri.jp/PDFsangyoukigyou/scb792022F01.pdf>)。

² そのほか、「損失と損害」、「責任と補償」、「気候賠償」等、さまざまな呼び方がある。

(図表) COP27 までの主な経緯

年	COP名 (開催地)	概要
2015年	COP21 (パリ (フランス))	パリ協定の採択。産業革命前からの気温上昇を 1.5°C までに抑えるなどの目標を掲げる。
2016年	COP22 (マラケシュ (モロッコ))	パリ協定の発効。実施指針等を定めることが合意される。
2021年	COP26 (グラスゴー (英国))	パリ協定の細則を詰めた「グラスゴー気候合意」が採択。石炭火力発電の段階的削減、科学的評価の加速等が盛り込まれる。また、1.5°C 努力目標を継続し、2050年カーボンニュートラルおよび 2030年に向けた野心的な気候変動対策を求める。
2022年	COP27 (シャルム・エル・シェイク (エジプト))	「ロス&ダメージ」に対応する基金の設立で合意。気候変動に脆弱な人々を支援するため、2030年までに達成すべき 30の成果目標を定めた「シャルム・エル・シェイク適応行動計画」の立ち上げ。

(備考) 小西 (2022)、NEDO (2022)、JETRO (2022) を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2. COP27における議論の注目点

気候変動による「ロス&ダメージ」に対する補償は、COPの正式な議題として、初めて取り上げられた。WWFジャパン (2022) は、「「損失と損害」COPと言われたCOP27」と表現している。なお、本議題は、発展途上国が長年求めつつも、補償に対する無制限な義務を負うことを避けたい先進国の抵抗で、過去のCOPでは採用されなかった。

手塚 (2022) によると、今回の議論では、EUは補償での譲歩と引き換えに、発展途上国 (特に中国やインド) に対してGHG (温室効果ガス) の削減野心度の引上げのコミット (2025年排出ピークアウトや化石燃料の段階的廃止等) を取ろうとしたものの、パリ協定の合意内容を大きく上書きできるほどの交渉の成果はなかった³。こうした中で、ウクライナ紛争が国際秩序に亀裂をもたらす中、COP27での交渉決裂を避けたいEUは、「ロス&ダメージ」の補償のための新たな資金による基金 (ロス&ダメージ基金 (仮称)) の設立に妥協した⁴。なお、「ロス&ダメージ基金 (仮称)」は、アントニオ・グテーレス国連事務総長により「正義に向けた重要な一歩」と形容されている。

「石炭火力発電の段階的削減」は、前回のCOP26において、中国やインド等のGHG多排出国の合意が得られず、表現が「段階的廃止」から「段階的削減」にトーンダウンされた。COP27の議論では、ウクライナ紛争に伴うエネルギー危機が影響して、COP26に引き続き具体的な進展は見られなかった。COP27の採択文書では、「排出削減策のない石炭火力の段階的削減への努力を加速する⁵」と、COP26の採択文書とほぼ同様の表現に留まっている。

³ 交渉は厳しく、結局会期が1日延長となった。

⁴ 会期序盤に、ドイツが1.7億ユーロの発展途上国への資金援助を表明したことも、先進国の慎重姿勢に変化をもたらしたという。(太田 (2022))

⁵ 詳細は、国連ホームページ (<https://unfccc.int/news/cop27-reaches-breakthrough-agreement-on-new-loss->

なお、COP27 全体の議論を通して、有馬（2022）は、「一言でいえば、グラスゴーは緩和を重視する先進国の勝利であったのと対照的に、シャルム・エル・シェイクは資金を重視する途上国の勝利であった。」と明記し、「途上国の勝利」と表現している。

3. COP27 後に向けて

パリ協定の努力目標として掲げられた「(気温上昇) 1.5 度」は、現時点で既に産業革命前から 1.1 度上昇しているため、今後の気温上昇を +0.4 度で抑えなければいけないことを示している。また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) によるシナリオ分析では、1.5 度を超えると、将来のある時点で「オーバーシュートする (海洋の酸性化、生物の大量絶滅等)」とされる等、今は“正念場”と言える。「ティッピングポイント (後戻りできない限界点) は、(気温上昇) 2.0 度」と予測するシナリオ分析等もあり、気候変動対策は「待ったなし」の喫緊の課題といえよう。

COP27 で妥協の上で合意された「ロス&ダメージ基金 (仮称)」は、残念ながら、「貯金箱を作ることには決まったものの、その貯金箱は実態としてほとんど空っぽのまま (手塚 (2022))」になることが懸念されている。また、基金に一定額の拠出があったとしても、有限な基金の資金の分配で発展途上国の間での争いも懸念されており、先行き不透明感が漂う。さらに手塚 (2022) は、「COP27 は、このパンドラの箱ともいえる「ロス&ダメージ」の蓋をあけてしまった。これは、「気候変動枠組条約」と「パリ協定」の行く末を左右する、大きな鬼門になるかもしれない。」とも指摘している。有馬 (2022) も、「途上国の高揚感が失望に変わる可能性も」と懸念を示している。

2022 年 12 月 7 日から 19 日まで、モントリオール (カナダ) にて、生物多様性条約第 15 回締結国会議 (CBD COP15) が開催される予定である。「生物多様性」は、「気候変動」と両輪と言われることから、COP27 の議論の結果と併せて、その議論の行方は注目される。

以上

<参考文献>

- ・ 有馬純(2022年11月28日)「COP27について」国際環境経済研究所
- ・ 太田昌来(2022年11月22日)「COP27とサステナブル経営」(株)日本総合研究所
- ・ 小西雅子(2022年10月4日)「COP27、移行期の「グリーン基準」焦点に」日経産業新聞
- ・ 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)(2022年)「TSCトレンド COP27に向けたカーボンニュートラルに関する海外主要国(米・中・EU・英・独・インドネシア・エジプト・インド)の動向」
- ・ 手塚宏之(2022年11月29日)「COP27で見た気候変動枠組み条約とパリ協定の限界」国際環境経済研究所
- ・ 諸泉瑤子(2022年10月)「気候変動最前線、COP27の注目点 ～投資ギャップは解消するか～」日経研月報 2022.10
- ・ JETROビジネス短信(2022年11月15日)「COP27 首脳級会合が終了、気候変動適応に向け行動計画を立ち上げ」
- ・ WWFジャパンホームページ

and-damage-fund-for-vulnerable-countries)を参照。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。